

令和4年1月26日

市内認可保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業所  
私立幼稚園をご利用の保護者の皆様 各位

豊見城市長 山川 仁  
(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 登園自粛について（要請期間延長）

平素より本市、教育・保育行政及び新型コロナウイルス感染症予防対策にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、沖縄県は新型コロナに感染して入院する高齢者や施設内での感染者が増えていることに加え、親族での集まりなどが増える旧正月を控えていることを踏まえ、まん延防止等重点措置の期間延長を国に要請し、国は正式決定しました。また、市内教育・保育施設等における感染報告も未だ続いていることから、下記の期間、登園自粛期間を延長いたします。

利用者数を縮小することで、集団感染のリスクを少しでも低下させる必要があり、保護者の皆様には、大変ご不便をおかけしますが、仕事を休むことが困難な保護者を除き、下記の期間、登園自粛のご協力をお願いいたします。

### 【登園自粛要請期間】令和4年1月9日（日）～2月20日（日）

(まん延防止等重点措置期間)※流行の状況をみて期間を変更する場合があります。

新型コロナウイルス感染拡大防止を図る特例措置として、登園自粛される世帯につきましては、利用を控えて頂いた日数に応じた減免（還付）対応をいたします。

保護者の皆さまには大変ご不便をおかけいたしますが、児童の健康・安全を守ること及び新型コロナウイルス感染拡大が続く社会状況をご理解いただき、登園自粛へのご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

#### 【問い合わせ先】

豊見城市 福祉健康部  
保育こども園課  
電話：850-5088

## ＜保護者のみなさまへの大切なお願い＞

- 1 お子さまやご家族に発熱や風邪症状など新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、登園を控えるようお願いいたします。なお、発熱の判断をする際は個人差があることに留意してください。
- 2 お子さまやお子さまと同居しているご家族がＰＣＲ検査を受ける予定がある場合には、速やかにご利用の保育施設等に連絡をお願いいたします。陰性・陽性のいずれの場合にも、速やかに結果のご連絡をお願いいたします。
- 3 ご家族がＰＣＲ検査を受けて結果が出るまでの間は、お子さま自身に体調不良がない場合であっても、感染拡大防止の観点から家庭保育の協力をお願いいたします。
- 4 同居のご家族の感染が確定した場合には、お子さま自身が濃厚接触者として指定されるか否かにかかわらず、感染症罹患者と接触してから 10 日間程度の家庭保育のご協力をお願いいたします。
- 5 送迎時の保護者様のマスク着用、検温、アルコール消毒など、施設が実施する感染防止対策へのご協力をお願いいたします。

令和4年1月7日  
(一部変更) 令和4年1月26日  
豊見城市方針

## 新型コロナウイルス感染拡大防止を図る特例措置について

### 1.登園自粛要請について

沖縄県は、入院する高齢者や施設内での感染者が増えていることから、政府に対し、まん延防止等重点措置の期間延長を要請し、25日に政府が決定を致しました。

そこで、市内教育保育施設等における感染拡大のリスク回避を行うため、家庭保育をご協力いただける保護者の皆様に対し、登園自粛要請期間の延長を行う事と致しました。

保護者の皆様にご負担いただいている保育料や給食費についても、特例措置として利用日数に応じた減免を行うことと致します。

### 2.登園自粛要請期間（まん延防止等重点措置期間中）について

1月9日（日）～**2月20日（日）** ※流行の状況をみて期間を変更する場合があります。

### 3.登園自粛期間における給食費、保育料の特例措置について

#### (1)1・2号認定こども（3～5歳クラス）の給食費について

対象施設：市立（保育所・認定こども園）、私立（保育園・認定こども園）、  
公私連携型認定こども園

特例措置：上記の登園自粛要請期間において、各施設が徴収する給食費を概ね利用日数に応じた日割料金とします。（日割料金については、各施設にお問い合わせ下さい。）

#### (2)3号認定こども（0～2歳クラス）の保育料について

対象施設：市立保育所、私立（保育園・認定こども園・小規模保育・事業所内保育）

特例措置：上記の登園自粛要請期間において、市が決定する保育料を利用日数に応じた日割料金とします。正規保育料と利用日数に応じた日割料金の差額（過払い分）については、後月負担分の保育料に充当します。（日割料金については、児童の利用実績を各施設から報告してもらい、後日、各保護者へお知らせしますが、対象者多数となることが予想されますので処理に数か月程度の猶予をいただきます。）

#### (3)「育児休業からの復職」及び「求職活動」の事由により入所している場合の期間延長について

認可保育所等に入所している児童の保護者で、2月中に復職することが要件となっている方、また保育を必要とする事由が求職活動であり、その期間が2月末となっている方については、一時的にそれぞれの期間を延長することができる場合があります。詳しくは市役所保育こども園課（Tel850-5088）までお問い合わせください。